

所得から差し引かれる金額（所得控除）

⑬社会保険料控除（※申告には控除証明書等が必要です）

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が負担すべき社会保険料を支払った場合に、**支払った全額**が控除されます。ただし、配偶者などの親族本人の給与や年金から天引きされている社会保険料は対象になりません。

⑭小規模企業共済等掛金控除（※申告には控除証明書等が必要です）

令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済掛金がある場合に、**支払った全額**が控除されます。

⑮生命保険料控除（※申告には控除証明書が必要です）

令和7年中にあなたや配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等、介護医療保険契約等、又は個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合に控除されます。**控除額は合計で7万円が限度額**になります。

- ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）
新生命保険と新個人年金、介護医療保険を下記の表でそれぞれ計算し合算します。
※【限度額】新生命28,000円 新個人年金28,000円 介護医療28,000円
- ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）
旧生命保険と旧個人年金を下記の表でそれぞれ計算し合算します。
※【限度額】旧生命35,000円 旧個人年金35,000円

| 保険料の支払額 | 控除額 |
|--------------------|-----------------|
| 12,000円以下 | 全額 |
| 12,000円超 32,000円以下 | 支払額×1/2+6,000円 |
| 32,000円超 56,000円以下 | 支払額×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 一律28,000円 |

| 保険料の支払額 | 控除額 |
|--------------------|-----------------|
| 15,000円以下 | 全額 |
| 15,000円超 40,000円以下 | 支払額×1/2+7,500円 |
| 40,000円超 70,000円以下 | 支払額×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 一律35,000円 |

新契約と旧契約の双方で保険料の支払いがある場合、新契約・旧契約の控除額を合算した額（新契約の限度額(28,000円)以内）とするか、旧契約だけで控除限度額(35,000円)とするか、いずれか有利な方を選択できます。

⑯地震保険料控除（※申告には控除証明書が必要です）

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族の常時居住している家屋や家財等を保険の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災、損壊等による損害に起因して保険金が支払われる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料がある場合に控除されます。**控除額は保険料支払い額の1/2相当額**です。
【限度額】25,000円（経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合も25,000円）

| 経過措置 | 保険料の支払額 | 控除額 |
|---|-------------------|----------------|
| 平成18年末までに契約した長期損害保険料（満期返戻金があり、かつ、保険期間が10年以上の長期損害保険契約に基づいて支払った保険料）には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられています。 | 5,000円以下 | 全額 |
| | 5,000円超 15,000円以下 | 支払額×1/2+2,500円 |
| | 15,000円超 | 10,000円 |

⑰寡婦控除

あなたが「ひとり親控除」に該当しない方で、次のいずれかに該当する場合に控除されます。
●夫と離婚後婚姻していない方で、扶養親族（子以外）を有し、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方。
●夫と死別後婚姻していない方や夫の生死が不明の方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方。
※いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は、寡婦控除は受けることができません。
控除額 26万円

⑱ひとり親控除

あなたが現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない方で、令和7年中の総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。**控除額 30万円**

⑲勤労学生控除（※申告には学生証の写しが必要です）

あなたが学生・生徒で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下（給与所得以外の所得が10万円以下）の方。**控除額 26万円**

⑳障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が、障がい者である場合に控除されます。障がい者のうち特に重度の障がいのある場合は、特別障害者に該当します。**控除額 特別障害者 30万円 その他の障害者 26万円** また、扶養親族が同居特別障害者の場合は、上記の金額に23万円が加算されます。

㉑～㉒配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者

あなたと生計を一にしている配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下（給与収入で123万円以下）の場合は、あなたの令和7年中の合計所得金額に応じて控除されます。

| | | あなたの合計所得金額 | | | | | |
|------------|---------------|---------------------------|----------------------------|------------------|----------|------|----------------|
| | | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 | 1,000万円超 | | |
| 配偶者の合計所得金額 | 58万円以下 | 69歳まで 昭和31年1月2日以後生まれた方 | 配偶者控除 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 0円 ※同一生計配偶者 |
| | | | 70歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた方 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |
| | | 配偶者特別控除 | 58万円超100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | |
| | | | 100万円超105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | |
| | | | 105万円超110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| | 110万円超115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 0円 | | |
| | | 115万円超120万円以下 | 16万円 | 11万円 | | 6万円 | |
| | | 120万円超125万円以下 | 11万円 | 8万円 | | 4万円 | |
| | | 125万円超130万円以下 | 6万円 | 4万円 | | 2万円 | |
| | 130万円超133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | | | |
| 133万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | | | | |

※あなたの合計所得金額が1,000万円超で生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下（給与収入で123万円以下）の場合は、同一生計配偶者となり扶養者の数に加えることができます。
※配偶者が事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
※夫婦お互いに、配偶者特別控除を受けることはできません。

㉔医療費控除（※申告には「医療費（控除）の明細書」が必要です）

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者等の親族のために支払った医療費等が一定の金額以上ある場合に控除されます。P3の「医療費控除の注意点」をご参照ください。

令和8年(2026年)度分 市民税・県民税 申告書

整理番号 _____ 業種又は職業 **会社員**

志木市長殿 現住所 **志木市中宗岡1-1-1** 電話番号 **048-473-1111**

1月1日現在の住所 **同上**

フリガナ **シキイチロウ** 個人番号 _____

提出年月日 _____ 氏名 **志木市郎** 生年月日 **昭和36年4月10日** 世帯主の氏名 **志木市郎** 続柄 **本人**

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| 社会保険の種類 | 支払った保険料 |
|------------------------|---|
| ⑬社会保険料控除 | 国民健康保険 64,650円 国民年金 250,800円 |
| 合計 | 315,450円 |
| ⑭小規模企業共済等掛金控除 | 417 新生命保険料の計 12,400円 407 旧生命保険料の計 68,000円 |
| ⑮生命保険料控除 | 418 新個人年金保険料の計 _____円 408 旧個人年金保険料の計 _____円 |
| ⑯介護医療保険料控除 | 419 介護医療保険料の計 7,000円 |
| ⑰地震保険料控除 | 412 地震保険料の計 _____円 |
| ⑱ひとり親控除、勤労学生控除 | ① 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ② 死別 <input type="checkbox"/> ③ 生死不明 <input type="checkbox"/> ④ ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> ⑤ 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> |
| ⑲障害者控除 | 1 障害者の程度 _____ 氏名 _____ 個人番号 _____ 2 障害者の程度 _____ 氏名 _____ 個人番号 _____ |
| ⑳配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者 | 配偶者 氏名 志木町子 生年月日 昭和37年6月8日 配偶者の合計所得金額 800,000円 |
| ㉑～㉒扶養控除・特定親族特別控除 | 1 氏名 志木村男 生年月日 昭和12年11月4日 関係・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 45万円 |
| | 2 氏名 志木花 生年月日 昭和16年5月7日 関係・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 41万円 |
| | 3 氏名 _____ 生年月日 _____ 関係・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 _____ |
| | 4 氏名 _____ 生年月日 _____ 関係・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 _____ |
| ㉓基礎控除 | 268,600円 40,000円 228,600円 |

4 所得から差し引かれる金額

| 事業 | 所得金額 |
|----------------|--|
| 1 収入金額等 | 営業等 901 1,800,000円 農業 902 720,000円 不動産 904 _____円 利子 905 _____円 配当 906 _____円 給与 907 310円 公的年金等 908 310円 業務 909 911円 その他 910 911円 短期 911 _____円 長期 912 _____円 一時 913 _____円 |
| 2 所得金額 | 営業等 ① 301 _____円 農業 ② 302 _____円 不動産 ③ 304 _____円 利子 ④ 305 _____円 配当 ⑤ 306 _____円 給与 ⑥ _____円 公的年金等 ⑦ _____円 業務 ⑧ 325 _____円 その他 ⑨ 311 _____円 合計(⑦+⑧+⑨) ⑩ _____円 総合譲渡・一時 ⑪ _____円 合計 ⑫ 505 _____円 |
| 4 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除 ⑬ 403 _____円 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 404 _____円 生命保険料控除 ⑮ _____円 地震保険料控除 ⑯ _____円 寡婦、ひとり親控除 ⑰ _____円 勤労学生、障害者控除 ⑱ _____円 配偶者(特別)控除 ⑲ 422 _____円 扶養控除 ⑳ _____円 特定親族特別控除 ㉑ 443 _____円 基礎控除 ㉒ _____円 雑損控除 ㉓ _____円 医療費控除 ㉔ 402 _____円 合計(㉓+㉔+㉕) ㉖ _____円 |

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

記入は不要です

㉑～㉒ 扶養控除、特定親族特別控除

扶養控除：あなたと生計を一にしている親族（配偶者を除く）のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下（給与収入で123万円以下）の場合に控除されます。
※ただし扶養親族が事業専従者となっている場合や、他の方の扶養親族とされた場合は控除の対象になりません。
特定親族特別控除：あなたと生計を一にしている19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に控除されます。控除額については、P3の「特定親族特別控除の控除額表」をご覧ください。
※平成15年1月2日～平成19年1月1日までに生まれた方(年齢19歳以上23歳未満)は、「特親」に○を記入してください。

| 控除区分 | 控除額 | 対象者 |
|-----------|------|---|
| 特定扶養親族 | 45万円 | 平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた方（年齢19歳以上23歳未満） |
| 老人扶養親族 | 38万円 | 昭和31年1月1日以前に生まれた方（年齢70歳以上） |
| 同居老親等扶養親族 | 45万円 | 老人扶養親族のうちあなた又は配偶者の直系尊属で同居している方 |
| 一般扶養親族 | 33万円 | 平成19年1月2日～平成22年1月1日までの間に生まれた方（年齢16歳以上19歳未満） ・昭和31年1月2日～平成15年1月1日までの間に生まれた方（年齢23歳以上70歳未満） |

※平成22年1月2日～令和7年12月31日までに生まれた方（年齢16歳未満）は「16歳未満の扶養親族」に氏名・生年月日を記入してください。
※控除対象配偶者や扶養親族で別居の方がいましたら申告書の裏面の「12別居の扶養親族等に関する事項」に氏名・住所等を記入してください。

㉓基礎控除

| あなたの令和7年中の合計所得金額に応じて控除されます。 | 控除額 |
|-----------------------------|------|
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

㉔雑損控除

令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者等の親族が、災害等により住宅・家財等に損害を受けた場合に控除されます。控除額は、次のいずれかの多い方の金額です。
●(損失の金額－保険金等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×10%)
●災害関連支出の金額－5万円

令和7年中(1月1日～12月31日)の所得金額

ア、①営業等所得

卸売業、小売業、飲食店業、製造業、保険の外交、個人教授など農業以外の事業から生ずる所得です。

イ、②農業所得

米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生ずる所得です。

ウ、③不動産所得

地代、家賃などから生ずる所得です。

※営業等所得・農業所得・不動産所得については、申告書の裏面にある「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。また、申告書の「収入金額」の欄には必要経費等を引く前の金額を、「所得金額」の欄には必要経費等を引いた後の金額を記入してください。また、収入内訳書を記入してください。

上記ア、イ、ウまたは、業務雑・その他雑所得のある方は、確定申告がない場合でも、市・県民税の申告は必要になります。ただし、経費の計算を含む場合は、市役所で申告の受付はできません。税務署へご相談ください。

エ、④利子所得

公社債、預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配金などによる所得です。（源泉分離課税分を除きます。）

オ、⑤配当所得

株式の配当、余剰金の分配、投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などの所得です。

※分離課税を選択した場合のみ、上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。

カ、⑥給与所得

給料、俸給、賃金、歳費、賞などの所得です。 ※源泉徴収票、支払証明書等を添付してください。（源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。）
給与所得の計算は次のとおりです。

給与等の収入金額=A

| Aの金額 | 給与所得 | Aの金額 | 給与所得 |
|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------|
| ～650,999円 | 0円 | 6,600,000円～8,499,999円 | A×0.9-1,100,000円 |
| 651,000円～1,899,999円 | A-650,000円 | 8,500,000円～ | A-1,950,000円 |
| 1,900,000円～3,599,999円 | A÷4=B B×2.8-80,000円 | | |
| 3,600,000円～6,599,999円 | (千円未満の端数切り捨て) B×3.2-440,000円 | | |

※給与所得計算後の額から、所得金額調整控除を差し引いた後の金額が給与所得金額となります。

キ、ク、ケ、⑦⑧⑨雑所得

雑所得の金額は「公的年金等の雑所得」と「業務の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します。
●公的年金等…国民年金、厚生年金、厚生年金、各種共済年金などの所得です。源泉徴収票を添付してください。
公的年金等の雑所得の計算は次のとおりです。（公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円以下の方の計算表です）

公的年金等の収入金額=A

| 区分 | Aの金額 | 公的年金等の雑所得 | 区分 | Aの金額 | 公的年金等の雑所得 |
|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 昭和36年1月2日以後に生まれた方 | 600,000円まで | 0円 | 昭和36年1月1日以前に生まれた方 | 1,100,000円まで | 0円 |
| | 600,001円～1,299,999円 | A-600,000円 | | 1,100,001円～3,299,999円 | A-1,100,000円 |
| | 1,300,000円～4,099,999円 | A×0.75-275,000円 | | 3,300,000円～4,099,999円 | A×0.75-275,000円 |
| | 4,100,000円～7,699,999円 | A×0.85-685,000円 | | 4,100,000円～7,699,999円 | A×0.85-685,000円 |
| | 7,700,000円～9,999,999円 | A×0.95-1,455,000円 | | 7,700,000円～9,999,999円 | A×0.95-1,455,000円 |
| | 10,000,000円～ | A-1,955,000円 | | 10,000,000円～ | A-1,955,000円 |

●業務…副業などの業務に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得です。
●その他…公的年金等及び業務以外の雑所得です。生命保険契約に基づく年金や税金の還付加算金です。業務及びその他の雑所得の計算は、収入金額-必要経費 です。収入金額及び必要経費のわかるものを添付してください。
※申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。

コ、サ、⑩総合譲渡所得

車両、船舶、機械など土地建物以外の資産の譲渡による所得です。
※保有期間が5年以内の資産の譲渡を「短期譲渡所得」、5年を超える資産の譲渡を「長期譲渡所得」といいます。
譲渡所得の金額は次のとおりです。（裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。）
譲渡の収入金額-必要経費（取得費等）-特別控除（50万円）
※特別控除は短期と長期がある場合は短期から引き、収入金額-必要経費が50万円未満の場合はその金額が限度となります。

シ、⑪一時所得

懸賞の当選金、競馬等の払戻金、生命保険や損害保険の満期一時金などの一時的な所得です。
一時所得の金額は次のとおりです。（裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。）
収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除（50万円）
※特別控除は収入金額-収入を得るために支出した金額が50万円未満の場合はその金額が限度となります。

分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得

これらの所得のある方は、市役所課税課市民税グループにお問い合わせください。